

高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、高知県産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）を効果的に実行するため、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興に資する取組、<del>地域の産業振興に資する担い手確保の取組</del>等を総合的に支援することを目的として、第4条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p>ア <b>トライアル分</b> 地域アクションプランへの位置付けを目指す取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業<del>（以下「ステップアップ事業（トライアル分）」という。）</del></p> <p>イ <b>通常分</b> 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業<del>（以下「ステップアップ事業（通常分）」という。）</del></p> <p>(2) 一般事業</p> <p>ア <b>通常分</b> 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、本県の産業振興に資すると認められ、知事が別に定める要件を満たす事業<del>（以下「一般事業（通常分）」という。）</del></p> <p>イ <b>特別分</b> アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業<del>（以下「一般事業（特別分）」又は「一般事業（雇用重視分）」という。）</del></p> <p>(ア) <b>事業を拡大し、新商品開発又は新規顧客層への展開を図る取組</b><del>地域資源の付加価値を高める取組</del></p> <p>(イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組</p> <p>(ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p> <p>ウ <b>企業等通常分</b> 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられ、かつ、企業等が実施する取組であって、本県の産業振興に資すると認められ、知事が別に定める要件を満たす事業</p>	<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、高知県産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）を効果的に実行するため、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興に資する取組、地域の産業振興に資する担い手確保の取組等を総合的に支援することを目的として、第4条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p>ア 地域アクションプランへの位置付けを目指す取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「ステップアップ事業（トライアル分）」という。）</p> <p>イ 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「ステップアップ事業（通常分）」という。）</p> <p>(2) 一般事業</p> <p>ア 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、本県の産業振興に資すると認められ、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（通常分）」という。）</p> <p>イ アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（特別分）」又は「一般事業（雇用重視分）」という。）</p> <p>(ア) 地域資源の付加価値を高める取組</p> <p>(イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組</p> <p>(ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p>

新	旧
<p>(3) 特別承認事業  地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業又は県の他の補助事業を活用して実施する事業（以下「国等の事業」という。）のうち、前条に規定する補助目的に合致し、知事が別に定める要件を満たす前号イに該当すると認められる事業</p> <p><del>(4) 担い手確保事業  地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、地域の産業振興の担い手を確保するための取組として知事が別に定める要件を満たす事業</del></p> <p>(4) 外部人材活用支援事業  地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、外部の専門人材のノウハウ等を生かして、既存の事業の飛躍的な成長を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(5) 地域産業課題解決支援事業  地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられ、かつ、過去において第2号に掲げる一般事業又は第3号に掲げる特別承認事業を活用した取組であって、高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受け、その指導を生かし課題の解決を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(第4条 省略)</p>	<p>(3) 特別承認事業  地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業又は県の他の補助事業を活用して実施する事業（以下「国等の事業」という。）のうち、前条に規定する補助目的に合致し、前号イに該当すると認められる事業</p> <p>(4) 担い手確保事業  地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、地域の産業振興の担い手を確保するための取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(5) 外部人材活用支援事業  地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、外部の専門人材のノウハウ等を生かして、既存の事業の飛躍的な成長を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(6) 地域産業課題解決支援事業  地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられ、かつ、過去において第2号に掲げる一般事業又は第3号に掲げる特別承認事業を活用した取組であって、高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受け、その指導を生かし課題の解決を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(第4条 省略)</p>
<p>(事業実施主体)</p> <p>第5条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市町村等</p> <p>(2) 地域団体  商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、第三セクター等（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資等している法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人又は観光協会等一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体<del>（以下「地域団体」という。）</del></p> <p>(3) 中小企業等  中小企業者（個人事業者を含む。）又は中小企業団体等<del>（以下「中小企業等」という。）</del></p> <p>(4) 任意団体  共同体、協議会又はグループ等の任意団体<del>（以下「任意団体」という。）</del></p> <p>(5) その他法人  前各号に掲げるもののほか、知事が適当であると認める法人<del>（以下「その他法人」という。）</del></p>	<p>(事業実施主体)</p> <p>第5条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市町村等</p> <p>(2) 商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、第三セクター等（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資等している法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人又は観光協会等一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体（以下「地域団体」という。）</p> <p>(3) 中小企業者（個人事業者を含む。）又は中小企業団体等（以下「中小企業等」という。）</p> <p>(4) 共同体、協議会又はグループ等の任意団体（以下「任意団体」という。）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当であると認める法人（以下「その他法人」という。）</p>
<p>(事業実施主体への直接補助)</p> <p>第5条の2 省略</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 第3条第1号及び第4号の事業を実施する者であって、直接補助することが適当であると</p>	<p>(事業実施主体への直接補助)</p> <p>第5条の2 省略</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 第3条第1号及び第5号の事業を実施する者であって、直接補助することが適当であると</p>

新	旧
<p>認められる場合</p> <p>(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)</p> <p>第6条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 削除</p> <p><del>2 第3条第2号に掲げる前項第2号における</del>一般事業のうち、別表第2に掲げる取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業については、補助限度額に同表の加算額を加えることができる。</p> <p>(補助事業の採択等)</p> <p>第7条 第3条第2号に掲げる一般事業又は同条第3号に掲げる特別承認事業又は同条第4号に掲げる担い手確保事業を実施しようとする者は、知事が別に定める手続に従って事業採択の申請をしなければならない。ただし、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組を行う者であって、同条第2号に掲げる一般事業又は同条第3号に掲げる特別承認事業又は同条第4号に掲げる担い手確保事業を実施しようとするものも、申請することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第8条 前条第2項の規定により採択の決定を受けた補助事業又は第3条第1号、第4号若しくは第5号に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により申請した者は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に該当すると認められない限り、補助金交付申請書を提出することができない。</p> <p>2 省略</p> <p>(補助金の交付の決定等)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 知事は、補助事業者又は事業実施主体<del>(間接補助事業者を含む。)</del>が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(第10条、第11条 省略)</p>	<p>認められる場合</p> <p>(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)</p> <p>第6条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 1 補助事業当たりの補助限度額は、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p>ア トライアル分 10万円を下限とし50万円を上限とする。</p> <p>イ 通常分 10万円を下限とし200万円を上限とする。ただし、トライアル分の補助を受けた場合には、当該補助額を200万円から引いた額を上限とする。</p> <p>(2) 一般事業、特別承認事業及び担い手確保事業 5,000万円を上限とする。</p> <p>(3) 外部人材活用支援事業 50万円を下限とし500万円を上限とする。</p> <p>(4) 地域産業課題解決支援事業 10万円を下限とし500万円を上限とする。</p> <p>3 前項第2号における一般事業のうち、別表第2に掲げる取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業については、補助限度額に同表の加算額を加えることができる。</p> <p>(補助事業の採択等)</p> <p>第7条 第3条第2号に掲げる一般事業、同条第3号に掲げる特別承認事業又は同条第4号に掲げる担い手確保事業を実施しようとする者は、知事が別に定める手続に従って事業採択の申請をしなければならない。ただし、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組を行う者であって、同条第2号に掲げる一般事業、同条第3号に掲げる特別承認事業又は同条第4号に掲げる担い手確保事業を実施しようとするものも、申請することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第8条 前条第2項の規定により採択の決定を受けた補助事業又は第3条第1号、第5号若しくは第6号に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により申請した者は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に該当すると認められない限り、補助金交付申請書を提出することができない。</p> <p>2 省略</p> <p>(補助金の交付の決定等)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 知事は、補助事業者(間接補助事業者を含む。)が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(第10条、第11条 省略)</p>



新	旧
<p>(補助事業の重要な変更)</p> <p>第 12 条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第 4 号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 補助事業の中止又は廃止</p> <p>(3) 補助事業の完了予定年月日の延期</p> <p>(4) 補助事業の施行箇所の変更</p> <p>(5) 総事業費の増額又は補助金額の増額</p> <p>(6) 補助金額の 20 パーセントを超える減額</p> <p>(7) 補助対象事業区分間の配分の 20 パーセントを超える変更</p> <p>(8) 資金計画のうち、資金調達区分間の配分の 20 パーセントを超える変更</p> <p>(9) 活用する地域資源の変更、追加又は削除</p> <p>(10) 交付決定時又は変更承認時に予定していなかった工事、設備、備品等の追加</p> <p>(11) 外部人材活用支援事業のうち、外部の専門人材の変更、追加又は削除</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める補助事業の内容の重要な部分に関する変更</p> <p>(第 13 条～第 16 条 省略)</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p>第 17 条 事業実施主体は、規則第 19 条第 1 項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の<del>を</del><del>超える</del>施設財産、機械及び器具等(この条次項において「取得施設財産等」という。)について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、事業実施主体が取得施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、補助事業者に対して、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(第 18 条～第 20 条 省略)</p> <p>(委任等)</p> <p>第 21 条 省略</p> <p>2 この要綱の規定にかかわらず、特別承認事業の採択を受け事業を実施する場合は、国等の事業</p>	<p>(補助事業の重要な変更)</p> <p>第 12 条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第 4 号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 補助事業の中止又は廃止</p> <p>(3) 補助事業の完了予定年月日の延期</p> <p>(4) 補助事業の施行箇所の変更</p> <p>(5) 総事業費の増額又は補助金額の増額</p> <p>(6) 補助金額の 20 パーセントを超える減額</p> <p>(7) 補助対象事業区分間の配分の 20 パーセントを超える変更</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める補助事業の内容の重要な部分に関する変更</p> <p>(第 13 条～第 16 条 省略)</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p>第 17 条 事業実施主体は、規則第 19 条第 1 項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械及び器具等(次項において「施設財産等」という。)について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、事業実施主体が施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、補助事業者に対して、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(第 18 条～第 20 条 省略)</p> <p>(委任等)</p> <p>第 21 条 省略</p>

新	旧
<p>に係る補助金交付要綱等の規定を適用するものとする。ただし、国等の事業のうち国の補助事業又は国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業であって、<del>県を經由が関与</del>せず事業者が直接実施する事業である場合にあっては、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 21 年 4 月 17 日から施行し、同年 4 月 10 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条第 2 項、第 10 条、第 14 条第 4 項、第 17 条第 1 項から第 3 項まで、第 18 条及び第 20 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 21 年 9 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p>	<p>2 この要綱の規定にかかわらず、特別承認事業の採択を受け事業を実施する場合は、国等の事業に係る補助金交付要綱等の規定を適用するものとする。ただし、国等の事業のうち国の補助事業又は国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業であって、県が関与せず事業者が直接実施する事業である場合にあっては、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 21 年 4 月 17 日から施行し、同年 4 月 10 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条第 2 項、第 10 条、第 14 条第 4 項、第 17 条第 1 項から第 3 項まで、第 18 条及び第 20 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 21 年 9 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p>

新	旧
<p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月11日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月3日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月11日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p>